

第31回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成 25 年 7 月 8 日（月）午後 1 時 4 0 分～午後 3 時 0 0 分

2 場 所 長野県庁 議会増築棟 4 階 401 号会議室

3 出席者

（委 員） 竹内会長、岡田委員、織委員、平田委員、宮原委員

（事務局） 久保田課長、布山企画幹、北原担当係長、丸山主査、山田主任、羽片主事

4 議 題

（1）新規意見聴取案件の報告・審議

（2）その他

5 議事経過

（1） 7 月 3 日（水） 各委員へ事務局から新規案件資料を事前送付

（2） 7 月 8 日（月） 審議会の開催（別紙のとおり）

（3） 7 月 31 日（水） 審議結果を実施機関へ通知

6 その他

次回審議会の開催日時は、平成 25 年 10 月とし、事務局で日程調整を行い委員に連絡することとした。

(別紙)

会 長： これより第 31 回個人情報保護運営審議会を開催します。審議に入る前に、事務局から報告があるとのことですので、お願いします。

事 務 局： (精神医療費公費負担に関する書類等の紛失事案について 資料に基づき説明)

会 長： 2万9千件のデータが入ったCDが合計3枚あったということですが、他の書類がたくさんあってロッカーに入らないといいますが、CD3枚だったらそんなにかさばる物ではないので、どこへ置くかということさえはっきりすれば置けるのではないのでしょうか。

事 務 局： CDの内容は文書でも来ていたとのことでありまして、文書と同じ場所にCDも置かれていたとのこと。

会 長： 原課においては、書類や各種情報が記録されたメディアについて、一層管理を徹底していただきたいと思います。
他には特にご質問はありますか。

委 員： 審議会として、この件について意見をまとめて申し上げる形になるのでしょうか。

会 長： また改めてどこかの機会で見解を申し上げられればと思いますが、次回とかその次ぐらいとか。

事 務 局： 必要な対応については、必ずしも審議会を待つのではなく、速やかに行うべきと考えますので、審議会の場に限らず、郵送や電話といった形で委員の皆様のご意見を伺えればと考えています。

会 長： この件は以上でよろしいですか。それでは新規案件の審議に入ります。
案件一覧表の最初の税務課の1番の案件から8番の水大気環境課の案件について、事務局からご説明お願い致します。

事 務 局： (番号1～8番 資料に基づき説明)

会 長： ただいまご説明いただいた案件について何かございますか。
それでは続きまして、案件一覧表の危機管理防災課の9番から調査課の29番の案件まで事務局からご説明願います。

事 務 局： (番号9～29番 資料に基づき説明)

会 長： 23番と25番については、継続案件としたいということですが、どの点が問題なのか簡単に説明していただけますか。

事 務 局： 今回の紛失事案の対象となった事案に関係した事務になりますが、健康長寿課から、医療費審査支払事務委託機関から精神障害者通院医療費公費負担事務に関する個人情報収集することについて、収集の必要性や必要な範囲についての十分な説明がございませんでしたので、時間を取りまして、実施機関である健康長寿課から収集の必要性や範囲について十分な説明をとということで、事務局としては継続が必要と考えました。

会 長： 医療費の審査支払事務委託機関の方から県の方へ提供されるということで、その情報の必要性について十分な説明がなされなかったため、次回に継続とするということですね。
他にはございませんか。

委 員： 人権・男女共同参画課の「男女共同参画社会づくり功労知事表彰事務」は、顕著な功績のあった個人又は団体を表彰する事務ということですが、表彰の対象の団体の中に企業は入っているのでしょうか。顕著な功績のあった個人や団体、企業が毎年他の表彰で取り上げられていますので。

事 務 局： 原課に確認いたしますので、他の案件の審議を先にお願ひできますでしょうか。

会 長： それでは審議を進めさせていただきまして、今の質問につきましては分かりましたところで説明をお願いします。
園芸畜産課の30番から少年課の36番の案件について、事務局からご説明願ひます。

事 務 局： （番号30～36番 資料に基づき説明）

会 長： それでは今ご説明いただいた30～36番について何かございますか。

委 員： 特殊詐欺の注意喚起の事務で、添付されている資料だと、本人の同意があることを必ず記載するようになっていますが、なるべく本人からの同意を取って行うことが前提ということによいでしょうか。

事 務 局： 基本的には本人の同意を取った上で行う事業ということですが、自らが被害者となるおそれを認識していない高齢者など、本人の同意を得ることが難しい場合は、家族等からの申込みで受け付けるということで、例外的に本人の同意がないまま個人情報を収集することがあるということです。

- 会 長： その他にはございますか。
それでは、先ほどの人権・男女共同参画課の案件について、表彰の対象に企業も含まれるかという質問について、調べていただいた結果をお願いします。
- 事 務 局： 原課に確認しましたところ、企業は他に、男女共同参画について表彰する事務があるということでありまして、今回審議いただいている案件では、団体とは住民団体等を想定しており、企業は表彰の対象に入っていないということでした。
- 委 員： わかりました。
- 会 長： 以上で本日の案件の審議は全て終了です。
23番と25番については次回の審議会に継続して審議するものとし、事務局においては原課と状況を整理していただきますようお願いいたします。
他の案件については、全件について適当ということによろしいでしょうか。
- 各 委 員： （承諾する。）
- 会 長： ありがとうございます。
続きまして、議事の「その他」に移りますが、事務局から何かございますか。
- 事 務 局： 一連の案件でご説明させていただきました登録簿の登録年月日について、事務的な部分での補足をさせていただきます。
従前の取扱いでは、制度の開始や要綱の制定日、年度の初めが登録年月日や変更年月日とされてきましたが、統一的に分かりやすくすることと、登録簿の承認をいただいた日ということから、審議会の開催日を登録・変更の年月日ということ整理させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 会 長： 登録簿の日付について、審議によって日付に変更が生じたりするものではないため、事務的に日付を統一するということでしょうか。
- 事 務 局： そのとおりでございます。
- 会 長： 分かりました。今の事務局の説明に、他にご質問はございますでしょうか。
前回の第30回審議会の議事録を事務局から送付してありますが、記載内容につきまして、何か御意見等はありますか。
それでは、第30回審議会の議事録はこの内容で確定します。
続きまして、次回の審議会の日程調整を行います。冒頭で報告のありました個人情報

の一斉点検を通じて、今後、意見聴取案件の増大が見込まれる情勢とのことですので、次回審議会の開催については、日程を1カ月ほど前倒しするとともに、回数につきましても、年に4回開催する方向で日程の調整を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員： （承諾する。）

会 長： それではその点につきましては大丈夫ということで日程調整を行いましょう。

（日程調整）

会 長： それでは、日程については別途事務局から連絡をお願いします。

ということでまだ未定ですけれども、次回の審議会もよろしくお願ひ致します。それでは本日の個人情報保護運営審議会を終了させていただきます。